

2004年(平成16年)7月22日

個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
についてのパブリックコメント

大阪弁護士会

会長 宮 崎 誠

意見の趣旨

上記ガイドライン中、法第23条第1項第1号関連に関する解説が引用する法第16条第3項第1号に関する解説中第1段を次のとおり、改めるべきである。

記

法令に基づいて個人情報を取り扱う場合は、その適用を受けない。

上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法218条（令状による捜査）、地方税法第72条の63（事業税にかかる質問検査権）、弁護士法第23条の2第2項（弁護士会による照会に対する報告）などが考えられる。これらについては、回答が義務づけられているため、一律にこれに該当する。

同解説のその余の部分は、御庁の案と同じでよい。

意見の理由

- 1 まず、御庁が発表したガイドライン案は、「個人情報保護に関する法律」の重要な解釈基準となるものであり、慎重に検討、議論しなければならないものとする。

ところが、御庁は、6月15日、上記ガイドライン案を突如公表し、これに対するパブリックコメントの募集期間をわずか1ヵ月後の7月14日としたことは、前記ガイドラインの重要性に鑑みれば、あまりにも検討及び意見の発表のための期間としては、短期である。まずもって、遺憾というほかない。

今回のパブリックコメント募集に対しては、当会としては、個人情報の第三者提供の禁止（法第23条第1項）の例外規定としての「法令に基づ

く場合」(同項第1号)の「法令」には、弁護士法第23条の2第2項が含まれることを明示するよう求めるにとどめた。

これは、以上のような限られた検討期間の中において、弁護士制度及び弁護士業務に重要に関連すると考えられるものについて、早急に対応したという趣旨であり、本ガイドラインに他に問題点がなかったという趣旨ではないことをご理解いただきたい。本ガイドライン案の多岐にわたる論点に対する意見については、全会的に慎重な検討を行った上で、発表する所存である。

- 2 法第23条第1項1号にいう「法令に基づく場合」の「法令」に弁護士法第23条の2第2項が、含まれることは明らかである。すなわち、弁護士会の会員である弁護士が、同法第1項に基づく申出により、弁護士会に対して受任している事件についての必要な事項を公務所又は公私の団体(公務所等)に照会するよう求めた場合、弁護士会がその申し出を適当と認め、同法第2項に基づく照会を公務所等に行った場合には、その照会事項に個人データに関する事項が含まれていても、照会を受けた公務所等があらかじめ本人の同意を得ていなくても、個人データを含む事項を第三者である弁護士会報告することは、法第23条1項の適用除外として許されることは明らかである。

弁護士法第23条の2第2項に基づき、弁護士会が公務所等に対して、照会を行った場合、公務所等は、弁護士会に対して報告義務があることは、最高裁判所判決も認めるところであり(最高裁判所昭和56年4月14日民集第35巻3号620頁)、ガイドライン案が「回答が義務づけられている」とする、刑事訴訟法218条、地方税法第72条の63と同様であるからである。

ところが、ガイドライン案は、法令に基づく場合の例示として、刑事訴訟法218条、地方税法第72条の63を挙げて、「これらについては、強制力を伴っており、回答が義務づけられているため、一律にこれに該当する。」(ガイドライン案15頁～16頁)として、あたかも、回答義務に強制力を伴う法令のみが、適用除外されるかのような表現となっている。

確かに、弁護士法第23条の2第2項の照会に対しては、強制力は伴っ

ていない。

しかしながら、法第23条1項の適用除外規定が設けられている趣旨は、あらかじめ本人の同意がない場合でも、一定の社会公共の利益や他の権利利益を保護する必要性が上回る場合には、これを優先させるというものである。この点について、強制力の有無により区別されているわけではない。

弁護士法第23条の2の照会制度は、「弁護士が基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とするものであることに鑑み右照会制度もまた公共的性格を有し、弁護士の受任事件が訴訟事件となった場合には当事者の立場から裁判所の行う真実発見と公正な判断に寄与するという結果をもたらすことを目指すもの」（大阪高等裁判所昭和51年12月11日判決下民集27巻9～12号809頁）であり、このような公共的な性格から、照会の相手先である公務所等に報告義務が認められていると解される。

従って、法律がこのような照会制度の公共的性格を認めて、義務を課している以上、適用除外規定に該当することは明らかである。

ガイドライン案は、本来回答は任意であるべき刑事訴訟法第197条第2項も法令に該当するとしており、この点からも義務が課せられている弁護士法第23条の2については、当然に「法令」に含まれると解すべきである（なお、法案の作成者らが執筆した「個人情報保護法の解説」（園部逸夫編、藤原静雄＋個人情報法制研究会）においても、刑事訴訟法第197条第2項は、法令に含まれると記載されている）

- 3 以上のとおり、ガイドライン案の法第23条第1項1号及びこれが引用する法第16条1項1号の解説には、「法令」には、弁護士法第23条の2第2項の照会が含まれると明示すべきである。

本ガイドラインは、事業者が個人情報保護に関する法律を解釈し、運用するにあたって重要な指針となるべきものであり、このような例示がない場合、照会を受けた事業者らは、法第23条第1項を盾にとり、個人データが含まれる事項の報告を拒否する可能性が大である。

しかしながら、前述のとおり弁護士法第23条の2の照会制度は、公共的性格を有するものとして、法律が認めたものであり、回答が拒否されれば、訴訟資料を収集し、事実を調査するなどの弁護士業務に資することに

より、円滑な訴訟制度の運営と訴訟における真実発見を目指そうとした法律の趣旨が没却されることとなる。

4 よって、意見の趣旨のとおり、「法令」中、弁護士法第23条の2第2項が含まれることを明示するとともに、「強制力を伴い」回答が義務づけられる法令に限定されるかのような誤解を与える表現は削除されるべきである。

以上